

京都芸術センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年8月31日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則 38号

京都芸術センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都芸術センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記様式注2中「正午」を「午後1時」に、「午後5時」を「午後6時」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年9月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都芸術センター条例施行規則の規定は、平成17年度以後における使用の許可の申請について適用し、平成16年度における使用の許可の申請については、なお従前の例による。

(文化市民局文化部文化課)